

本山町行政視察に伴う費用徴収等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本山町(以下「町」という。)が行政視察(以下「視察」という。)を受け入れ、町が保有する行政情報等を提供する際の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(費用徴収の範囲)

第2条 費用徴収の範囲は、町長事務部局、病院事業の事務部局及び各行政委員会(教育委員会及び農業委員会、監査委員会)とし、会計の種別は問わない。

(費用徴収の対象)

第3条 費用徴収の対象は、個人及び団体の行政視察とする。

(事務分担)

第4条 視察の対応は、当該視察の目的事項を所管する課等(以下「所管課」という。)において行う。

(申請)

第5条 視察を希望する者(以下「視察者」という。)は本山町行政視察申請書(様式第1号)を町長に提出するものとする。

(受付)

第6条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、受入れの可否について、その結果を視察者に通知(様式第2号)する。

2 所管課は、円滑な視察を行うため、必要な事項について視察者と事前に調整を図るものとする。

(視察費等の徴収)

第7条 徴収金は、行政視察資料提供等負担金(以下「行政視察負担金」という。)とし、次の基準のとおりとする。

(1) 基準額

1件につき5,000円とし、1件とは視察者4名以下で、標準所要時間2時間以内とする。

(2) 加算額

視察者が1件4名より1名増えるごとに1,000円を加算する。ただし、視察の過程において有料施設入館料等が発生したときは、当該実費について別途徴収するものとする。

(徴収)

第 8 条 行政視察負担金は、前納(雑入)とする。ただし、町長が特に特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により前納した行政視察負担金は、いかなる場合もこれを還付しない。

(免除)

第 9 条 町長が特に必要と認めるときは、前条の規定による行政視察負担金を申請(様式第 3 号)により免除することができる。

(免除の決定)

第 10 条 前条の規定により免除の申請が提出された場合には、決定について通知(様式第 4 号、様式第 5 号)する。

(適用除外)

第 11 条 この要綱の規定は、北海道浦臼町との友好交流事業として行われる事業については適用しない。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 2 月 1 日より施行する。